　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

　当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

　　令和６年４月15日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の所在地及び名称

藤井寺市岡二丁目522番６ほか

藤井寺駅前商業施設

(2)　大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪市天王寺区上本町六丁目５番13号

近鉄不動産株式会社

代表取締役　倉橋　孝壽

(3)　変更しようとする事項

　　ア　駐輪場の位置及び収容台数

　　イ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4)　変更する年月日

　　 (3)アに掲げる事項　令和６年11月22日

　　 (3)イに掲げる事項　令和６年３月22日

２　届出年月日

令和６年３月21日

３　届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和６年４月15日から同年８月15日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

藤井寺市岡一丁目１番１号

藤井寺市市民生活部商工労働課

４　意見書の提出先

　　〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　（TEL（06）6210-9497）

　　大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課